

議 事 録

会 議 名	平成29年 第1回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	平成29年1月25日(水)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町役場 別館3階 議会第1会議室		
出席委員	会長：8番 後藤 進      会長職務代理：6番 藤井明男 委員：2番 佐藤 晃      3番 大久保泰明 4番 市川澄雄      5番 金子幸一      7番 吉田勝己 <div style="text-align: right;">合計7名</div>		
欠席委員	1番 木内幹雄		
農業委員会事務局	事務局長：高橋恵一      主査：原田智香      主任主事：小宮正道		
議 事	日程 第1 農地法第3条の規定による許可申請について 日程 第2 農地法第5条の規定による許可申請について 日程 第3 非農地証明願について 日程 第4 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第5 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、平成29年第1回定例総会を開会いたします。          欠席委員は1番木内委員1名です。出席委員は8名中7名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。本日の議事録署名人に、7番吉田委員と8番私、後藤を指名します。</p> <p>会 長：それでは、総会次第により日程第1農地法第3条の規定による許可申請について議案番号1号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号1号を朗読)(説明)          本案件は位置図にありますとおり、旭保育園から南東に約130mにあります市街化調整区域、農業振興地域内の農用地1筆です。          譲受人と譲渡人とは知人で、譲受人が相続により農地を所有しましたが、農業の経験がなく維持することが困難となり、譲受人に相談したところ、譲り受けることとなり、今回の許可申請に至りました。          譲受人は現在、4,120㎡を耕作しており、水稻のほか、ジャガイモ、スイカ、白菜、葱等を作付けしています。          またトラクターを所有しており、寒川町農業委員会が定める下限面積である30アールを超えており、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。</p> <p>会 長：続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。          7 番：1月16日事務局と現地調査してまいりました。畑については耕うんされている状態でした。譲受人と話す機会があり、きちんと耕作していくと話されていました。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。当案件について発言のある方は挙手願います。          (特になし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。          (全員挙手)</p> <p>会 長：では全員賛成ですので、議案番号1号は原案のとおり証明書を交付することに決定します。</p>		

会 長：次に日程第2、農地法第5条の規定による許可申請について、議案番号2号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号2号を朗読)(説明)  
当案件は、位置図にありますとおり寒川町立旭小学校から北西約110mにあります市街化調整区域、農業振興地域内の農地1筆です。  
譲受人は、当該地より約400mに本社を置き、隣地に駐車場利用している運送業者で、業務拡大等による車両増加に伴い駐車場を探していたところ、利便性等から隣地を選定し、ここで所有者との賃貸借契約が見込まれ、転用許可申請に至りました。  
なお、農地法に基づく農地転用許可の判断となる立地基準としては、市街化区域から連たんしていることから、第3種農地にあたり、問題ないと考えます。

会 長：続いて地区担当委員より、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

2 番：1月16日会長と事務局とで現地調査に行ってきました。事務局の説明どおり当該地の隣地に駐車場があることにより、この土地になったのは必然と考えられます。現況は何も耕作されていませんでした。

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。  
(特になし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決します。議案番号2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号2号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定します。

会 長：次に日程第3、非農地証明願について議案番号3号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号3号を朗読)(説明)  
当案件は位置図にありますとおり十二天交差点から南へ約70mの道路沿いにあります市街化調整区域、農業振興地域内にあります。  
道路を挟んで東側は市街化区域で、平成13年ころアパート・建売を建てたことにより駐車場不足が生じ、当時の所有者が駐車場として整備したとのことです。今回の申請は、遺贈による所有権の移転です。  
道路を隔てた反対側は市街化区域ですので、連たんとなり、立地については第3種農地です。過去10年間、違反地として指導もないこと、課税も雑種地であることから、現況から農地への復元は不可能と考え、非農地証明交付がやむを得ないとなりました。

会 長：続いて地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

2 番：1月16日に会長と事務局とで現地調査してきました。事務局の説明のとおり平成13年頃から駐車場となっています。受贈者は農業者ではないようですので、農地に復元することは不可能と思われます。

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

会 長：私も以前から駐車場ということで認識しています。非農地が妥当と思われます。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号3号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。  
(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号3号は原案のとおり非農地証明書を発行することに決定します。

会 長：次に日程第4号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

	<p>す。</p> <p>事務局：(議案番号4号を朗読)(説明)      当該地は位置図にありますとおり特別養護老人ホームの道路挟んで南側、市街化調整区域、農業振興地域内にあります農用地以外の農地です。明治元年、居宅を新築し、昭和44年の建て替え、現在に至ります。当該地は小動地区内の農地の一団の一部で、第1種農地の該当するため原則として農地転用は不可となっていますが、「特別な立地条件に関する事業の用に供し、既存の施設、今回は隣地の住宅敷地拡張に該当。隣地面積の2分の1以内であれば許可該当となります。1世紀半足らず宅地として一体利用されており、農地への復元は不可能と考え、非農地証明交付がやむを得ないとなりました。</p> <p>会長：続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>4番：1月16日会長と事務局とで現地調査に行ってきました。現地は事務局の説明とおり宅地で、申請人が平成16年に相続したとのことです。1世紀半足らず宅地と利用されていること等から、農地への復元は不可能であると考え、問題なく非農地として証明できると思われま。</p> <p>会長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。</p> <p>会長：よろしいでしょうか。それでは採決します。議案番号4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>会長：では全員賛成ですので、議案番号4号は原案のとおり非農地証明書を発行することに決定します。</p> <p>会長：次に日程第4号、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について報告番号1号から3号の3件と、日程第5号、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について報告番号4号から7号の4件について、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(報告番号1号から7号を朗読)(説明)      いずれも添付書類を含め完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。</p> <p>会長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>会長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたこととします。最後に、その他として審議事項はありますでしょうか。</p> <p>会長：では、以上をもって平成29年第1回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資料	1. 平成29年第1回定例総会議案及び位置図

議事録署名人(7番) 吉田 勝己 議事録署名人(8番) 後藤 進

本議事録は、平成29年2月27日、承認・署名を得て確定しました。